発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人　平島　敏治
三鉱労組印刷工場

書記局便り

廿六日　各支部職場大会
廿七日　生活革命中央審議会
　　改憲部長会議
廿八日　レッド・パージ判決
廿九日　労働部長会議
〃　　健保闘争合同会議

期手 一四、四五〇円で妥結

十月以降採用者の額も獲得

賃金、期末手当闘争は十一月五日の第一回団交以来鋭意交渉が重ねられていたが、会社は一万一千円の回答を繰らず第四回、第五回と交渉は進展せず、このため戦術委員会ではチャンピオンとして日炭高松をスト突入支部に指令。ついで田川、芦別両労組も社内重点スト突入支部に指令した。日炭高松では二十九日よりスト突入を決定したが、二十九日午前六時よりの第四回団交で会社提案の一万四千四百五十円（内税抜千七百円）で妥結、直ちにスト中止を指令したこのため各社も直ちに到達闘争に入つた。

三鉱連では日炭高松妥結により直ちに交渉を開始、三十日午後十時全面的に諒解妥結した。このため十二月一日午前二時つぎの情報がもたらされた。

調印は十二月一日行う。送金は組合より各山の要求するときに送金するよう主張するも経理との連絡がとれないので明日決定する。

協定書

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合とは三井鉱山株式会社直轄鉱員に対する昭和三十一年上期々末手当に関し左記の通り協定する

記

一、期末手当として昭和三十一年九月末日現在々籍直轄鉱員（組合専従者及び雇役者を除く）一人平均一四・四五〇円を以つて計算した金額を昭和三十一年九月末日以前に採用され、かつ支給当日在籍する直轄鉱員（組合専従者及び雇役者を除き十月一日以降支給当日までの間の停年退職、公死傷病死亡及び入替採用による退職者を含む）に支給する。

但し上期一人当り平均額内一・七〇〇円を無税とする。

二、配分方法については各事業所毎に会社、支部間で協議の上決定する。

昭和三十一年十二月一日

三井鉱山株式会社
　社長　栗木　幹

日本炭鉱労働組合
　中央闘争委員長　原　茂

附属諒解事項

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合とは三井鉱山株式会社直轄鉱員に対する昭和三十一年上期々末手当協定書に基き左記の通り諒解する。

記

一、昭和三十一年十月一日以降採用された者に対し次の金額を別に支給する。

1、十月採用者　二・五〇〇円（税込）
2、十一月採用者　二・〇〇〇円（税込）
3、十二月採用者　一・五〇〇円（税込）

但し九月末日現在臨時夫として十月以降直轄鉱員に切り替え採用した者、及び期末手当支給日以降採用者は支給しない。

二、昭和三十一年四月より九月末日までの間の停年退職者、公死傷病及び死亡による退職については、当該の事業所在籍鉱員について決定された配分方法により在籍鉱員に準じて算出した金額を別に支給する。

昭和三十一年十二月一日

三井鉱山株式会社社長　栗木幹
炭労中央闘争委員長　原　茂

期手全額獲得、スト規制法延長反対の大会場（上）三作（下）宮浦

了解事項

三井鉱山株式会社と全国三井炭鉱労働組合連合会とは三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合との間に締結された昭和三十一年上期々末手当に関する協定書に基き左記の通り了解する。

記

一、期末手当の各人別配分額中無税分一七〇〇円（配分額一七〇〇円に充たない者はその金額）については会社と日本国体生命保険株式会社との間に契約した（脱退給付、福祉団体定期保険）に基き中間貸与をもつて交附する

二、期末手当財源算出方法は一四、四七五円に支給対象人員を乗ずるものとする（支給対象人員とは昭和三十一年九月末現在々籍直轄鉱員にして支給当日在籍する者で組合専従者雇役者を除く）十月一日以降支給日までの間の停年退職者公死傷病者及び死亡による退職者を含む人員とする

三井鉱山株式会社社長栗木　幹
三鉱連闘争委員長畠山義之助

賃金期末情報一九号

一、常傭臨時夫期末手当については次の通り了解し労務部長通牒をもつて各山に通知する事に取決めた

1、支給金額
各山毎に支給対象者の職種と同一職種若しくは類似職種の直轄鉱員の支給額の七〇％相当額を財源とし配分は山元に於て組合と話し合いの上支給のこと（日傭期節夫を除く）

2、支給者対象者
昭和三十一年九月末日現在々籍し支給当日在籍するものとすること

3、謝礼夫については常傭臨時夫の採用との均衡に於て適当額を支給のこと

二、附属了解事項二の未渡になつた金額の処置は山元に於て労使間の話合いとする

× ×

前進 パージの判決に思う

戦後十年の間に日本の組合運動は断続して企業整備の経験を余儀なくされた。

その波の起伏は概括的には三回といえよう。最初は敗戦による軍需生産の民需生産への転回および財閥解体、独占企業再編成によるものであり、次に昭和二十四、五年のドッヂラインによるものであり三度目は昭和二十八、九年のMSA援助受入に伴う防衛力増強の為のデフレ政策である。

この十年間、低賃金に苦しみながらも「首切闘争は闘えない」とさえいわれた社会的通念の通り、ほとんどの組合が、この企業整備の大波やその間にたえず進行する独占支配の確立に伴う間断なき企業整備反対闘争を苦闘してきた。実映画、日通、炭鉱、金属、造船、鉄鋼、自動車、私鉄、重工業、化学、銀行、繊維等、十一月中旬までにほとんど全産業でレッドパージが強行された。

◇　◇

ここで驚くべき事は三井資本の独善的狂気ぶりである。十月十二日三井鉱山本店が三鉱連に示した整理基準は一〇〇％マ声明に便乗したものと断ぜざるを得ない。

それは「一部従業員の中には共産主義者及はその同調者で煽動的言動等を以て事業の正常な運営を阻害する等企業に課せられた社会的使命の達成を妨げ、又は妨げる危険のある者の存することはまことに寒心に堪えないところであります。而して現下内外の諸情勢に鑑み、且つその筋よりの示唆もあり経営者としては重要産業の担当者として自らの社会的責務遂行のため、従来の諸経緯に拘らず、かかる危険分子を企業内より早急に排除せざるを得ざるに至つたのであります」と。この整理基準はもはや経営者の域を脱して、特高警察も顔負けする位で御用組合員以外は解雇が可能であるとさえ批判されたものである。「行き過ぎ」の張本人エーミス氏さえ三井の整理基準は「行き過ぎ」だとして労働省を通じてその反省を求めたほどである。

◇　◇

こうした横車的提示も三鉱連としては当時の客観情勢からして不満ながら団交に応ぜざるを得ず、最後的に特審手続を認め退職条件などを含む協定書に調印した。三池においては中央のこうした動向に対処し赤追放に対処する対策委員会を設けると共に会社側に強く抗議を行い団交を持つたが遂に時間切れで物別れとなつた。

その結果十月二十一日一九〇名の一方的解雇となつてあらわれたが解雇無効を主張する一一八名は復職同盟を組織し解雇無効確認請求の訴訟をおこしたのである。

請求の原因は(1)マ書簡に便乗したレッドパージであり憲法第十四条第二項、民法第九十条労基法第二条に違反しているので無効である(2)仮に解雇基準が無効でないと仮定しても原告らは整理基準に該当していないので解雇は違法である(3)また原告らが解雇当時及びその前に熱心な組合活動家であつた事が解雇の原因になつている様でありそうなれば憲法第二十八条労組法第七条に違反して無効である。

◇　◇

爾来三年余、原告（同盟）被告（会社側）の申請する証人六十余名を中心に審議が進められ最終的に十一月二十九日原告の訴訟は棄却という判決が行われた。

この判決終了後、同盟総会は「勿論第一審の判決に対しては全く不満として早速上訴手続をし、あくまでも解雇無効違法違反行為を主眼として闘つて行くがこれは只勝訴を闘いとるだけでなく階級闘争の一翼を担つて闘つているという固い信念と決意の程」を確認したこの種の闘いでは概に京阪神地方を始め関東地方においても勝訴を闘いとつている。

われわれ組織としても三井資本に追従して一方的判決を行つたとしか思えない裁判所に強く抗議すると共にわれわれの闘いとして今後あらゆる支援活動を行わねばならない。

△　△

新北松に支援スト

会社・切崩しに躍起

新北松労組の組織防衛闘争は先月十七日ストライキに突入して四十数日になる。前号で闘いの経過は詳細掲載したように、金で組合を売つた元組合幹部らにたいする除名処分、これに対して彼等は再建同志会を作り、第二組合の署名を行い組合結成によつて、第一組合に決定打を与えようとしたこれに対して組合では会社に彼らの解雇を要求闘つているのである。この後、会社と再建同志会は組合の闘いが全労働者の闘いに発展するにつれて、ますますあがきを強め、酒をのんだ再建の連中が木刀を持つて社宅をハイカイしたり、また会社はアルバイトに出ている組合員を、伊万里（佐賀県）の某料亭につれこみ個々に切崩し工作を行つている。

これにたいして九炭労では去る十七日現地にほど近い佐世保市で九炭労臨時大会を開催、新北松の救援決議を行い大会でストライキ指令権を九州地方闘争委員会に委任した。これによつて大会以後直ちに丸岡委員長が上京、藤岡副委員長とともに会社側に交渉を再三にわたり申入れたが、言を左右にして応じようともせず、しかも一方山元ではこれに対抗するように組合の切崩しに狂奔している。

第一波は時限スト

こういう会社の不誠意に対して闘争委員会では二十八日次のようなストライキを指令した。

一、第一波　十二月三日
　規模　各方昇坑時一時間五十分
　　時限スト
二、第二波の規模は二十四時間とし、日時については追つて指令する。
三、保安要員は慣行に従い各山元で協議決定せよ。
四、スト通告は各組合毎に鉱業所長へ行え。
五、長崎地区各支部の動員について、新北松においては、現在再建同志会が闘争の切り崩しのために強行就労を企図していると伝えられているので、もし強行した場合は現地指導部より各支部に動員を指令要請するので、即応できるよう準備を整えられたい。

三池でもこのため十二月三日昇坑時一時間五十分時限ストが決行されることとなつた。

高橋先生に異議あり

三川　坂口次男

▲みんなが云いたい事をみんなが聞くべきだ▲一口が一生を明るくする▲天性は苦労の中から

私は先日のみいけ附録の中近東問題に寄せられた先生の書かれたものを読んで機関紙の果す役割など考えながら意見を述べます。

総体的に読んで何かマスコミの二番せんじの感がしました。こんな表面だけの事なら、何も重重な「みいけ」によらんでも、朝夕の商業新聞でいやと云う程見せられ読まされるからです。先ずおかしいと思うのはハンガリー、エジプトで起つた動乱を、各々の条件から無理に引離して混合してあること（少くとも文面では）特にハンガリーの場合、最初に誰が武力を行使したのか、それは旧軍人将校、憲兵、地主、少数の資本家等の反動分子が、中味の良い社会主義にしようとして要求した善良な民衆を利用して、人民の主権と権力を打倒し、再び地主と資本家を中心とする搾取社会に変えようとした事に対して、民衆を守るための闘い、社会主義を守る闘いである事を見逃してならないと思います。

反動分子を助けるために、アメリカ等からも一億ドルが渡されたりオーストリヤからは三十台の飛行機で反革命武装隊が送られていたりした事こそ目をむけねばならないと思います。勿論内部で人民に不満をあたえる様な政治のあやまりはあつたでしょう。あやまりを直すことと、あやまりにつけ込んで再び民衆を搾取して苦しめる権力が出来る事は違います。

これは明らかに革命と社会主義、人民の権力を守る闘いであると思います。曾つて中国が日本の侵略を受けた時あらゆる日本の侵略に反対する国々の援助を受けた事等思い起し、ハンガリーの現在の条件を理解出来ないでしようが、階級社会は根本的に支配と従属、社会主義の下では相互援助の協力関係が一貫するのは法則です。（国家間と云えども）

これに引換えてエジプトは明かに大国の小国に対する侵略であり独立を奪い取る反革命です。その底には経済的な利害と野心がむきだしており、歴史の歯車を人為的に逆転させようとする不正極まりない侵略以外何ものでもありませんなお後段になると暗にアメリカの傍観的な態度をさも戦争を欲しない平和愛好者の如くほめてあります（結果的には）なぜアメリカが手を出さないのか、先ず運河の問題で下手に手出しをするとパナマがあり、大統領の選挙があり（アメリカの民衆は平和を希う）中近東の石油を廻つて、イギリスと利害は一致しません。要するにアメリカ資本家の利益にならないから手を出さないのか、先ず運河の問題で平和を守るための本心ではなく自分がもうけるとなると、火をつけてでも飛込んでゆくのが彼等の止むを得ない姿ではないでしようか。勿論ソ連にもいろいろなあやまちもあると思います。アメリカもあやまりがあると思います。同じあやまりでも意識的に人民を搾取して少数の資本家を富ませるのと、そういう連中をなくして、汎山の労働者や農民が幸になる社会をつくることを目的にしたあやまちは区別されねばならないでしよう。強く感じた事は機関紙はマスコミに対抗する私達労働者の唯一の大きな手段であること、どんなに私達が正しく考え、見ようとしても流れてくるのはUPとタスばかり一方的な事しか教えず考えが毒されてゆく強いマスコミに対して、その偏見をなおし、更にいろいろな事を批判して正しい事を発見する力を芽生えさせ発展させる任務を機関紙に求める時、ニュースを見ても、新聞を見ても機関紙を見ても同じだでは私達の進歩はあり得ないと思います。「ブル新聞の見ない角度から」を要望し、身の程を知らず高橋先生に意見しました。